

音楽科教育における「演奏者との協働型授業」構築の試み

— 新学習指導要領の〔共通事項〕に着目して —

Making of the collaboration study with music player in a music education
—Focusing on the “Common Items each activity” in a new course of study—

飯 島 馨* 河 添 達 也**
Kaworu IIJIMA Tatsuya KAWASOI

要 旨

平成20年（2008年）、第8次改訂学習指導要領において、音楽科では〔共通事項〕が新設された。

そこで本研究は、子どもたちの思考力・判断力・表現力、そして鑑賞の能力を伸ばし、「生きる力」を一層育成できるよう、〔共通事項〕に着目した新たな音楽科授業の構築を試みた。本稿では、生演奏を取り入れた「演奏者との協働型授業」のシステム構築をし、その可能性について考察した。

〔キーワード〕 〔共通事項〕、往還的なスパイラル学習、演奏者との協働型授業、「生きる力」

I はじめに

本稿は、音楽科における「A表現」領域（以下、「表現」）と「B鑑賞」領域（以下、「鑑賞」）が一体となった学習形態のひとつとして、生演奏を取り入れた「演奏者との協働型授業」のシステム構築を試み、その可能性について考察したものである。

筆者は、平成21年度（2009年度）より、島根大学教育学部と島根県文化振興財団（島根県民会館）が中心となって実施した、未来に向けた「音楽教育プロジェクト」に参加してきた。畑（2010）はこのプロジェクトを「鑑賞」の授業の一環と捉え、「演奏者との協働による新しい取り組み」と提言している。

筆者はこの新たな取り組みを「演奏者との協働型授業」と呼ぶことにし、さらに「鑑賞」の活動に留まらず、音楽科において新設された〔共通事項〕に着目することで、「表現」と「鑑賞」の一体化を目指すシステムの構築を行うこととした。

まず、平成20年（2008年）に改訂された第8次学習指導要領の改訂趣旨や理念を明確にし、

*島根大学大学院教育学研究科

**島根大学教育学部芸術表現講座

音楽科における〔共通事項〕について詳述する。続いて平成23年度（2010年度）に実施された、NHK交響楽団メンバーとの協働による授業実践を取り上げながら、授業システムの構築を試み、その可能性を追及する。

Ⅱ 学習指導要領改訂の趣旨と音楽科における内容

1. 趣旨

21世紀は、新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われている。そしてこの時代を生きる子ども達に求められる力を、文部科学省は平成8年（1996年）の中央教育審議会答申において「生きる力」と命名した。

また、経済協力開発機構（OECD）のPISA調査や全国学力・学習状況調査などから、我が国の児童生徒について、思考力・判断力・表現力等、学習意欲、学習習慣・生活習慣、自分への自信や自らの将来についての関心、体力などに課題があることが明らかになった。これらの課題に対し、中央教育審議会は平成20年（2008年）1月末に答申を行った。この答申では第7次学習指導要領（以下、「旧学習指導要領」）を改訂する際の基本的考えを示した。その基本的考えの理念となったのが「生きる力」である。

この理念には3つの要素がある。1つ目の要素は「確かな学力」である。これは、基礎的・基本的な知識・技能に加え、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を指す。つまり、知識・技能を習得し、それらを活かす思考力・判断力・表現力を育成し、学習意欲の向上や学習習慣の確立を目的としている。

2つ目の要素は「豊かな人間性」である。自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する力などの豊かな人間を育むことが求められた。

3つ目の要素は「健康と体力」である。体力の低下から、健やかな身体の育成のための指導を充実することが求められた。

以上のことから「旧学習指導要領」は改訂され、「第8次学習指導要領」（以下、「新学習指導要領」）が平成20年（2008年）に告示された。

2. 音楽科の内容

小学校及び中学校の音楽科においては、「表現」と「鑑賞」の領域に加え、新たに〔共通事項〕が設けられた。〔共通事項〕には音楽を特徴付けている、または形づくっている要素や記号などが挙げられ、諸要素の働きが生み出す雰囲気や聴き取り、感受することが明記されている¹⁾。

川池（2008）は、〔共通事項〕が新設されたことで『「どのように歌うのか」「どのように演奏するのか」「何を聴くのか」といった、音楽の知識やそれに伴う表現の根拠を確実にするという指導内容に変化している』と述べている。つまり〔共通事項〕とは、音楽科における基礎的な知識であり、その働きを思考・判断・表現することで「確かな学力」を身に付けることが可能となるのである。

また、〔共通事項〕は「表現」と「鑑賞」の相互関連を持たせるという役割を担っている。

そこで、「表現」と「鑑賞」が一体となった授業を目指すことが必要になると筆者は考えた。

Ⅲ 「演奏者との協働型授業」の実践

1. 概要

島根県では、県内の代表的な教育研究機関である島根大学教育学部（以下、「大学」と、県域の文化振興を担う島根県文化振興財団の島根県民会館（以下、「財団」）が中心となって、未来に向けた「音楽教育プロジェクト」を推進している。このプロジェクトは平成21年度（2009年度）から始まっており、プロの演奏者が島根県の小学校へ出かけ、生の演奏を届けるといったアウトリーチ活動を行っている。また、一般公開の深化型コンサートを毎回行うことで、学びの充実を図っている。

この活動は「鑑賞教室」ではなく、「演奏者との協働型授業」と位置づけられており、日常的な授業のひとつとして組み込むことを目指している。さらにこの授業は、〔共通事項〕に着目した「表現」と「鑑賞」の一体化を企画している。

以下は、平成23年度（2011年度）までに実施した本プロジェクトによる「演奏者との協働型授業」の活動内容である。

実施年度・月	対象の小学校	演奏者
平成21年度 (2009年度) 3月	島根大学教育学部附属小学校	N H K交響楽団メンバー (山根孝司, 松田拓之, 山岸努, 井野邊大輔, 宮坂拡志)
平成22年度 (2010年度) 8月	島根大学教育学部附属小学校 島根県松江市立内中原小学校	N H K交響楽団メンバー (山根孝司, 松田拓之, 山岸努, 御法川雄矢, 宮坂拡志)
平成23年度 (2011年度) 7月	島根大学教育学部附属小学校 島根県松江市立秋鹿小学校	N H K交響楽団メンバー (山根孝司, 松田拓之, 山岸努, 井野邊大輔, 西山健一)
平成23年度 (2011年度) 9月	島根大学教育学部附属小学校 島根県雲南市の小学校4校 (加茂小学校, 斐伊小学校, 鍋山 小学校, 西小学校)	打楽器アンサンブルメンバー (中村功, 池上英樹, 前川典子, 畑中明香, 出井紗希子, ニルス・ タナート, チャン・ユーイン, セ バスチャン・ヴィーラント)

本稿では、平成23年度（2011年度）7月に実施されたN H K交響楽団のメンバーとの協働型授業を扱うことにする。この授業では〔共通事項〕に挙げられる音楽を形づくっている諸要素のうち、強弱や音色に着目して実施した。特に後半では、メンバーの間近で演奏を聴く機会があり、そこではそれぞれの楽器の音色や強弱による迫力を直に感じるできたり、楽器の振動やメンバーの息遣いを目の当たりにした。また、数名の児童によるリコーダーと楽団とのアンサンブルを通して、アンサンブルの魅力を体験する場も設けられた。

授業の詳細は次項目にて取り上げる。

2. 授業実践

日 時 平成23年（2011年）7月6日（水）
 場 所 島根大学教育学部附属小学校 集会室（対象：第4学年）
 授業者 河添達也・NHK交響楽団メンバー（5名）
 演奏者 NHK交響楽団メンバー

授業の流れ	授業の様子
●入場 ●演奏「クラリネット五重奏曲」（モーツァルト） ●メンバー・楽器紹介 1. 松田拓之（バイオリン） 2. 山岸 努（バイオリン） 3. 井野邊大輔（ヴィオラ） 4. 西山健一（チェロ） 5. 山根 孝（クラリネット） ●背中向きで演奏 ●楽器の振動について説明（チェロを用いて）	  

●児童との共演（アンサンブルの秘密を学ぶ）
「クラリネット五重奏 第2楽章冒頭」
（モーツァルト）

→なかなか音楽が合わない様子

→再度メンバーで演奏

→何を使って合わせているのか

児童「楽器を上にあげて合図を出している」

→児童の代表が合図を出す練習をする

→クラリネット奏者のみが背中を向けても音楽が合うことを実演

児童：「耳を使っているから！」

→アンサンブルの仕方を踏まえて再度共演

●楽器を間近で感じて聴く



●紙渡し（静寂をつくる・集中力を養う）



●演奏



●児童の合唱



3. 成果

この授業では、CDなどの音響機器を通しては判断できない、楽器独特の音色を明瞭に聴き取ることができた。そのため生演奏を取り入れた「演奏者との協働型授業」は、諸要素の働きを直接知覚・感受する上で重要な役割を果たしていることが伺える。

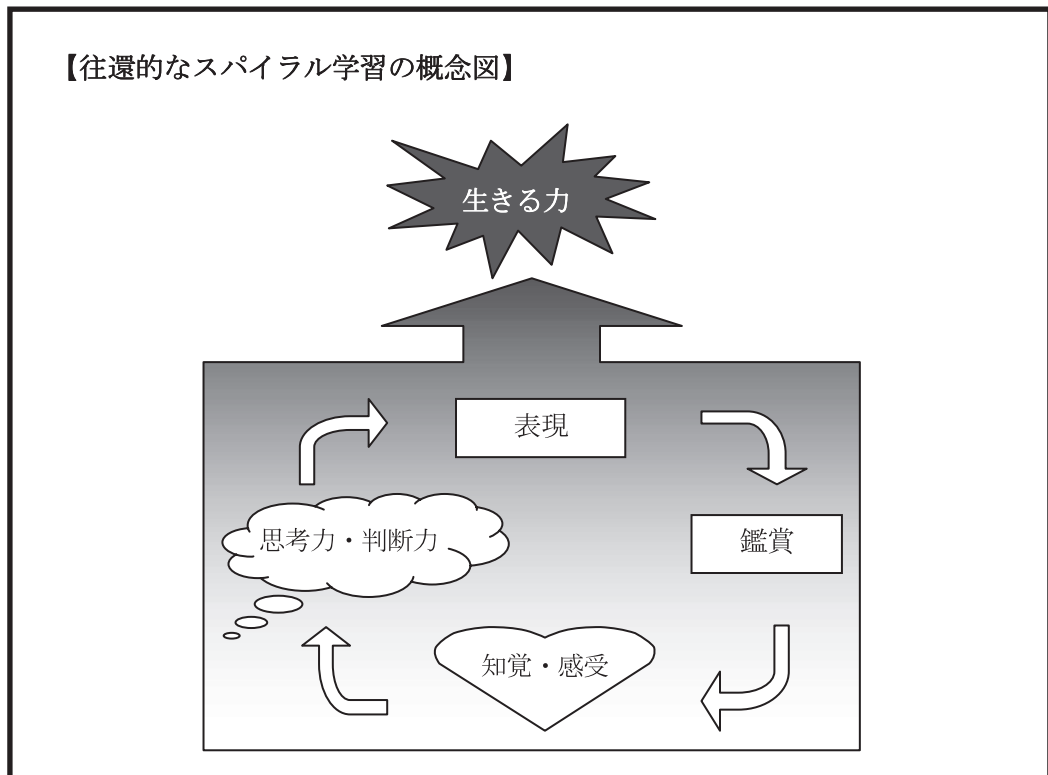
そして演奏者の息づかいや、身体の使い方、更には音楽に対する姿勢や熱意などの臨場感を味わうことができる。あたりまえのことだが、生の音を直接聴くことは、機材からは感じられない振動をダイレクトに感じるできるのである。また、音を出す仕組みに加え演奏技術を直接見ることができるというのも大きな利点であろう。音だけでなく視覚からくる楽しさという、その時その場にしかない空気が存在しているということになる。これは生演奏によって初めて具現化できるということである。これらを直接感じたり知識として貯蓄したりすることができれば、今後音楽の諸要素を知覚・感受する基盤が培え、主体的な「表現」と「鑑賞」の活動が行えるのではないだろうか。

また、「鑑賞」の活動に偏ることなく、「表現」の活動も取り入れた。数名の児童ではあったがリコーダーによる共演、全児童による紙を使った静寂の表現、最後にアンサンブルや強弱な

どを踏まえた合唱表現である。「鑑賞」の経験をいかして、どのように「表現」するのか、どうしたら周りとの息を合わせられるのかを考えながら学んでいくことができた。

つまり「鑑賞」によって諸要素を知覚・感受し、思考・判断しながら「表現」を豊かにしていく活動であった。これは「表現」と「鑑賞」を行き来する往還的なスパイラル学習としての効果を挙げることができたと言える。

この〔共通事項〕に着目した往還的なスパイラル学習を経ることで、児童生徒の「確かな学力」や「豊かな人間性」が段階的に育成され则认为。つまり、この学習は「生きる力」へと繋がっていくのである。このことの概念化を試みるとすれば、以下のような図に表すことができる。



Ⅳ 「演奏者との協働型授業」のシステム構築

「演奏者との協働型授業」の中心となっているのは、財団と大学である。2者は、これまでに大学専門科目「音楽プロデュース論」における講師の派遣や、県民ミュージカル『あいと地球と競売人』の演奏を島根大学吹奏楽団が担うなどの多くの連携事業を行ってきた。連携事業によって島根県の文化振興に寄与してきた財団と大学は、平成23年（2011年）に正式に連携協定を締結した。この協定の目的は、「文化振興、教育・研究及び教員養成の分野で協力し、地域における文化・教育の発展に寄与すること」である。

この連携協定が締結されたことによって、今後も財団と大学が中心となってこの授業を継続していくことができるであろう。つまり、この授業システム構築は、財団と大学の連携協定を

基盤として形成されるものである。そして学校現場の教師，プロの演奏者が加わることでこの「演奏者との協働型授業」は実現されていくのである。

さらにこの授業が推進されていくためにもシステムを構築していく必要がある。そこで，筆者はまず4者それぞれの役割を確認していくことにした。その役割は以下のようになる。

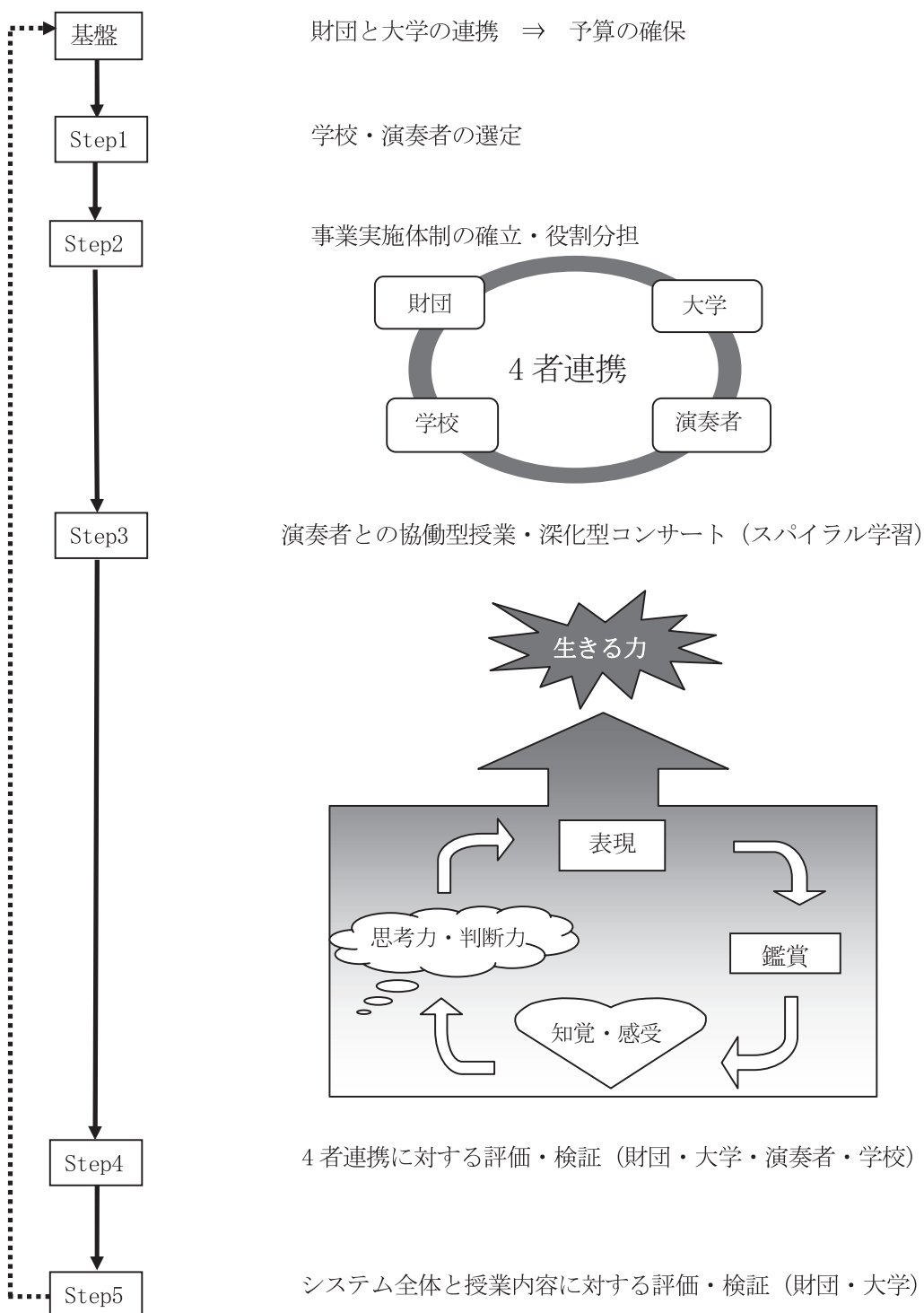
財 団	大 学	演 奏 者	学 校
①マネジメント ②地域進行の推進 ③地方への働きかけ ④課題改善と予算の確保	①演奏者の選定 ②〔共通事項〕に着目した「表現」と「鑑賞」の一体化を目指すスパイラル学習の提案と実践 ③学生の参加 ④評価の検証	①教師の要望の把握 ②社会的ミッションの遂行 ③演奏の向上	①授業としての位置づけ ②大学との授業案作成 ③演奏者との意思疎通

4者がそれぞれの役割を担うことで、「演奏者との協働型授業」のシステムは構築できる。しかし、本システムの中心はあくまで児童生徒達であることを忘れてはいけない。彼らの学び場として、〔共通事項〕に着目した「表現」と「鑑賞」の授業でありたい。「表現」と「鑑賞」を繰り返し行うことで諸要素を知覚・感受し、思考力・判断力・表現力を高めることで、「確かな学力」及び「豊かな人間性」を含む「生きる力」を養っていきたい。そして児童・生徒の成長を培うために、4者の連携も回数を増やすごとに強まっていくことが理想である。特に大学と学校の連携による授業案が〔共通事項〕を直接感じ取れるような往還的なスパイラル学習でなければならない。それがこのシステムの要となってくるであろう。

この授業実施のシステムは財団と大学の連携協定が基盤となる。そして演奏者と学校を加えた4者が揃い、それぞれの役目を果たすことで新たな「演奏者との協働型授業」を構築することができるのである。

システムの概念図は次項のようになるであろう。

【「演奏者との協働型授業」システム】



Ⅳ 今後の活動

本稿では、これまで実施されてきた生演奏を取り入れた授業を踏まえた、「演奏者との協働型授業」のシステムの内容と効用について述べてきた。今後は、実践を積み重ね、細やかな検証を行っていく必要がある。

そのためにも、多くの音楽科教師がこの「演奏者との協働型授業」の存在を知り、授業に取り入れていくことが大切になってくるであろう。

また、普段の授業と、この協働型授業を上手く組み合わせることで、さらに発展的な学びとなり、児童生徒の「生きる力」が育まれていくのではないかと考えている。

注釈

注1 小学校及び中学校における〔共通事項〕の記載は以下のようにになっている。

○小学校

【第1学年及び第2学年】

(1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。

ア 音楽を形づくっている要素のうち、次の(ア)及び(イ)を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取ること。

(ア) 音色、リズム、速度、旋律、強弱、拍の流れやフレーズなどの音楽を特徴付けている要素

(イ) 反復、問いと答えなどの音楽の仕組み

イ 身近な音符、休符、記号や音楽にかかわる用語について、音楽活動を通して理解すること。

【第3学年及び第4学年】

(1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。

ア 音楽を形づくっている要素のうち、次の(ア)及び(イ)を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取ること。

(ア) 音色、リズム、速度、旋律、強弱、音の重なり、音階や調、拍の流れやフレーズなどの音楽を特徴付けている要素

(イ) 反復、問いと答え、変化などの音楽の仕組み

イ 音符、休符、記号や音楽にかかわる用語について、音楽活動を通して理解すること。

【第5学年及び第6学年】

(1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。

ア 音楽を形づくっている要素のうち、次の(ア)及び(イ)を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取ること。

(ア) 音色、リズム、速度、旋律、強弱、音の重なりや和声の響き、音階や調、拍の流れやフレーズなどの音楽を特徴付けている要素

(イ) 反復、問いと答え、変化、音楽の縦と横の関係などの音楽の仕組み

イ 音符、休符、記号や音楽にかかわる用語について、音楽活動を通して理解すること。

○中学校

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。

ア 音色，リズム，速度，旋律，テクスチャ，強弱，形式，構成などの音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し，それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じること。

イ 音楽を形づくっている要素とそれらの働きを表す用語や記号などについて，音楽活動を通して理解すること。

参考・引用文献

1) 川池聰 (2008)

『移行期用資料〔共通事項〕の指導について 中学校版』 教育芸術社

2) 中央教育審議会答申 (2006) 「我が国の高等教育の将来像」 冒頭

3) 中央教育審議会答申 (2008)

「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について」 p. 8

4) 畑智子 (2010)

「音楽鑑賞の内容と指導法に関する実践的研究—演奏者との協働による新しい取り組み」

島根大学教育学研究科 修士論文

5) 島根県文化振興財団ホームページ

「島根県文化財団と島根大学教育学部との連携協定について」

(<http://www.cul-shimane.jp/zaidan/topics/2011/20110216.html>)